

## 介護保険制度施行準備等関係

### 目次

(1) 平成11年度介護保険事業費補助金等の執行について……………	1
(2) 要介護認定実施上の留意点等について……………	3
(3) 介護サービスの適切な提供等について……………	35
①介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について ……	35
②指定居宅介護支援事業者等による適切な申請代行について……………	80
③介護支援専門員実務研修の適正な実施について……………	81
④痴呆対応型共同生活介護事業の質の確保について……………	82
⑤サービス提供事業者の指定状況等について……………	90
(4) 老人福祉施設等の運営について……………	95
(5) 介護保険制度と障害者施策との適用関係等について……………	97
(6) 介護保険法施行による国民健康保険事業の変更点(Ⅱ) ……	108

〔この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。〕

厚生省老人保健福祉局・介護保険制度実施推進本部

## (1) 平成11年度介護保険事業費補助金等の執行について

### 1) 要介護認定事務費交付金について

- 年度当初における各市町村の要介護認定申請件数及び訪問調査委託割合等を基礎に算定した額を、先般内示したところである。
- 今後、要介護認定申請の見込件数及び訪問調査委託件数について、改めて直近の状況を把握した上、追加内示することとしている。  
具体的には、別途事務連絡をもって示す予定としている。
- なお、追加内示に当たっては、留保財源に加え、平成11年度第2号補正予算を踏まえ対応する予定である。

### 2) 市町村施行準備経費について

- 各市町村における高齢者数等を勘案しつつ算定した額を、内示したところである。
- 平成11年度第2号補正予算の「介護円滑導入臨時特例交付金」の一部を準備経費に充てることができるとされているところである。具体的な配分の基準については、おって早急にお示しする予定である。

### 3) 広域化支援事業について

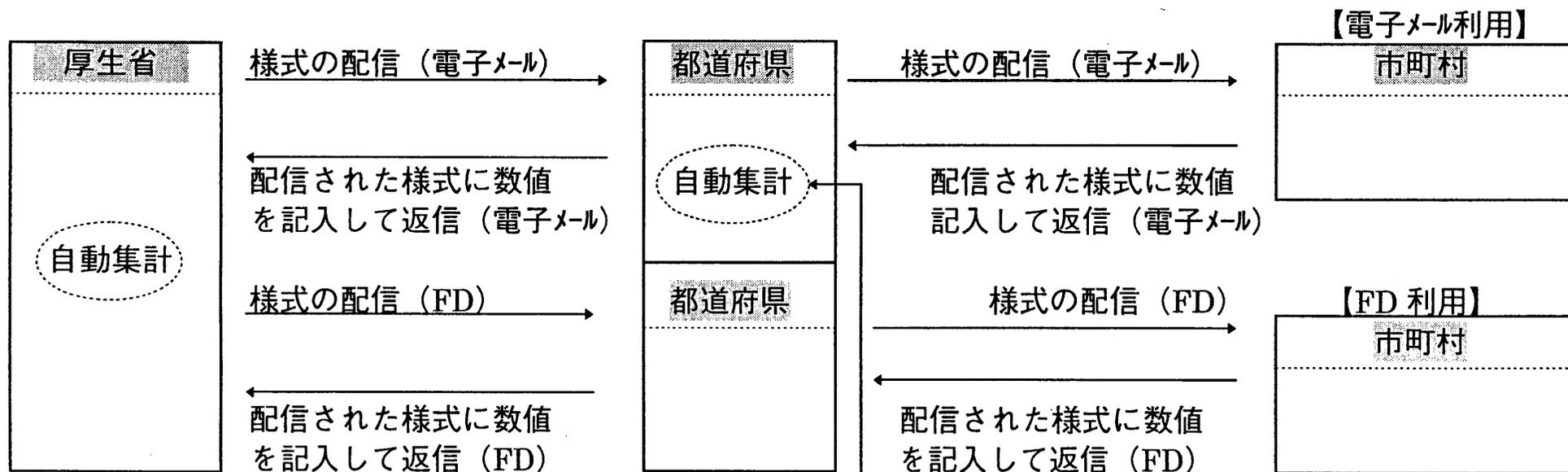
- 財政安定化等のため広域的取組みをする広域連合等を支援するため、平成11年度第2号補正予算において、約57億円の追加財政措置を講ずることとしており、今後、そのような広域連合等の具体的な要望を把握した上、必要な補助を行う予定である。(補助率：定額)  
具体的には、補正予算成立後に事務連絡をもって示す予定としている。

### 4) 都道府県施行準備経費等について

- 施行準備経費については、介護認定審査会の運営費及び高齢者人口を勘案して算定した額を、先般内示したところである。
- 今後、平成11年度第2号補正予算を踏まえ、追加内示することとしているが、新たな需要に対応するものとして、①指定事業者台帳管理システム改修費及び初期データ入力経費、②介護保険業務報告等システム導入費(別紙参照)を予定している。

## 介護保険業務報告等システムの概要

### ○報告業務の流れ



集計ソフト導入経費 (約300万円 (1県当たり事業費ベース))

※ 他にシステムの保守管理料としてソフト導入経費の10%~20%経費が必要

## (2) 要介護認定実施上の留意点等について

全国で要介護認定に関する申請受付が本年10月より開始されてから約2ヶ月経過したところであるが、要介護認定を実施する上で都道府県及び市町村において現時点で留意されたい要点は以下の通りであるので、市町村への周知徹底に努められたい。

### 1. 認定調査について

#### (1) 調査及び調査員について

- 要介護度を高くすること等を目的として調査員が虚偽の調査結果を記載した場合、刑法上の罰則の対象となる恐れもある。厳正な調査が実施されるよう関係者への徹底した指導を行うとともに、不適切な行為があれば国への報告を含め必要な対応をお願いしたい。
- 認定調査を全国一律の基準に従い公平・公正に実施する必要があることから、認定調査従事者等研修を受講した者のみを調査に従事させることとなっており、研修未受講者の調査への従事は認められないので、当該趣旨の徹底と研修の適切な実施をお願いしたい。
- 市町村からの調査員を装って、高齢者から金品を詐取する事案が発生しているが、調査員には身分証明書を携帯させ、調査時にはそれを提示する等、必要な対応をお願いしたい。

#### (2) 調査項目について

- 認定支援ネットワークを通じての疑義解釈等は、国と都道府県・市町村等との疑義解釈等の蓄積を共有することを通じて、要介護認定業務の円滑な推進に資することを目的としているものである。質問を送

付される場合には、当該趣旨に鑑み、

- ① 国における担当部署が異なる点、質問と回答のうち主なものについては、「よくある質問と回答」として掲載する必要がある点から1つの照会について1つの質問を送付されるよう協力をお願いしたい。
- ② 事例についての具体的な情報が提供されないまま抽象的な内容の照会が行われた場合、それに対する回答は照会者が期待するような具体的なものとならない場合がある。照会を行う場合には、状況を具体的に記載するとともに照会者の考え方を明らかにした上で照会していただくことがより迅速に期待される回答を得るためのポイントであることに留意されたい。

例) 不適切な照会：「見守り」とは何か。

適切な照会：「食事摂取」の項目において、食事中に介助者が次に食べるものの指示を出す、皿を取ってあげたり、食べ物を口に運ぶなどの介助はしていない場合、「見守り」と判断してよいか。

## 2. 主治医意見書について

### (1) 主治医の診療科、人数について

- 主治医意見書記載にあたっては、1名の主治医が、その診療科に関わらず、日常の診療により把握している内容にもとづき記載することが原則である。従って、意見書を記載する医師が他の医師の意見を求めた場合であっても、当該主治医が他の医師の意見を取りまとめた上で1枚の意見書として記載していただくこととなるので留意されたい。

## (2) 意見書記載の一部に記載がない場合の取り扱い

- 主治医意見書は、要介護認定における審査判定に用いられるとともに、申請者本人と主治医の同意を得た上で介護サービス計画に用いられる介護保険制度における極めて重要な資料として位置づけられているものである。従って、意見書の記載項目について可能な限り必要な項目が記載されることが望ましいことは言うまでもない。

一方、意見書記載にあたって、日常の診療において特に状況を把握する必要を認めなかったために一部の項目について記載がない場合が考えられるが、その場合であっても市町村において受付を行なうよう、その取り扱いに留意されたい。

## 3. 審査判定について

### (1) 一次判定について

- 一次判定用ソフトウェアについては、国に設置された審議会において「概ね妥当なもの」と評価されており、現時点では最善のものとなっていると考えている。一方、同審議会より、「データの充実を図る」ことや「在宅介護を受けている者を対象とすることについても研究を進めるべき」との意見をいただいているところである。そこで、将来の認定基準の見直しに資することを目的として、12年度より認定の考え方の基礎となる介護の状況に関するデータの収集に着手することを検討している。認定基準の見直しの具体的な時期及び内容については、これらのデータの収集及び分析等に相当の時間を要することが考えられるため、現時点では未定であり、すぐに見直しを行う考えはない。
- 一次判定における要介護認定等基準時間には「機能訓練関連行為」の基準時間が含まれ、「機能訓練関連行為」の基準時間が、身体状況

が良好であるほど延長する場合がありますので留意されたい。また、一次判定は当該申請者の心身の状況から推計される平均的な介護の手間を推計しているものであり、これを原案として、保健・医療・福祉の学識経験者から構成される介護認定審査会において、特記事項及び主治医意見書等の情報を加えて、「要支援状態及び要介護状態区分別状態像の例」（以下「状態像の例」という。）を参照して行う二次判定が最終判定となるので留意されたい。

## （２）介護認定審査会（二次判定）について

- 介護認定審査会の運営に関しては、「介護認定審査会の運営について」（平成11年9月13日老発第597号厚生省老人保健福祉局長通知）にてその取り扱いについて提示しているところであるが、本通知に提示された方法に抵触しない範囲において、市町村において具体的な運用の細目を定めることを妨げるものではない。
- 「状態像の例」を参照する場合でも、単に中間評価項目の点数の類似等によるのではなく、心身の状況に関する調査結果の組み合わせ等を踏まえて総合的に行うこととしているが、その際には、「状態像の例」及び審査対象者の介護に要する手間（時間）も併せて勘案して行われたい。
- 主治医意見書に主治医が判断する要介護度が記載されている場合にも、それにとらわれず介護認定審査会での審査に基づいて判定されたい。
- 合議体に所属する審査会委員及び自治体（広域連合等を含む。）の担当職員以外に対しては、当該合議体が特に申請者・調査員等を招致する場合を除き、原則として非公開としているが、審査会の了承を得られれば、他の自治体の職員・認定審査会委員の研修としてこれらの

者に公開することは可能である。ただし、個人の秘密が漏れることがないように特に留意されたい。

- 上記に関わらず、市町村の判断によって介護認定審査会を公開する場合についても、個人の秘密が漏れることがないように留意されたい。
- 調査員、審査会委員等については、職務上知り得た個人の秘密等を漏らした場合、罰則が適用される規定が介護保険法上定められているので、関係者に対して守秘義務の徹底をお願いしたい。

#### 4. 結果通知について

- 準備要介護認定期間中であっても、認定結果通知は30日以内に行うことが望ましい。期間内に通知ができない場合には、その理由と処理見込期間について通知することが望ましいので留意されたい。
- 特に「非該当」と審査判定された者への結果通知を行う場合には、介護予防の観点から当該地域において行われる高齢者生活支援事業等に関する情報提供を併せて行うよう努められたい。
- 認定調査に用いた資料に関する取り扱いについては各自治体の規定によることとなるが、認定結果について申請者から説明を求められた場合には可能な限り必要な資料を提示するなど、申請者の理解が得られるよう努められたい。
- 主治医意見書を記載した医師又は認定調査を実施した調査員から当該申請者の審査判定結果に関する照会があった場合には、当該申請者の了解があれば、保険者がその結果を連絡することは差し支えない。